

第76回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

企業集団の現況に関する事項

従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業別				従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
国	内	事	業	1,754	△38
国	際	事	業	845	133
合			計	2,599	95

②当社の従業員の状況

区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男性	1,185	△4	42.9	18.1
女性	426	23	36.5	13.5
合計又は平均	1,611	19	41.2	16.9

新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2019年12月31日現在)

名称	保有人数	付与決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使価額	権利行使期間
カゴメ株式会社 第1回新株予約権	当社取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) 3名	2014年5月21日 (取締役会)	54個	普通株式 5,400株	1株当たり 1,536円	1円	2016年6月6日から 2031年6月5日まで
	当社取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く) 1名		13個	普通株式 1,300株			
カゴメ株式会社 第2回新株予約権	当社取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) 5名	2016年2月24日 (取締役会)	106個	普通株式 10,600株	1株当たり 1,839円	1円	2018年3月11日から 2033年3月10日まで
	当社取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く) 1名		16個	普通株式 1,600株			
カゴメ株式会社 第3回新株予約権	当社取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) 5名	2017年2月22日 (取締役会)	152個	普通株式 15,200株	1株当たり 2,703円	1円	2019年3月10日から 2034年3月9日まで
	当社取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く) 1名		19個	普通株式 1,900株			
カゴメ株式会社 第4回新株予約権	当社取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) 5名	2018年2月23日 (取締役会)	134個	普通株式 13,400株	1株当たり 3,325円	1円	2020年3月13日から 2035年3月12日まで
	当社取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く) 1名		15個	普通株式 1,500株			
カゴメ株式会社 第5回新株予約権	当社取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) 5名	2019年2月15日 (取締役会)	155個	普通株式 15,500株	1株当たり 2,767円	1円	2021年3月13日から 2036年3月12日まで

- (注) 1. 第1回新株予約権は、「第72期(2015年12月期)に係る当社の連結経常利益率を基準とし、その達成度に応じて定められた個数を行使できるものとする」等の行使条件を設けております。
2. 第2回新株予約権は、「第74期(2017年12月期)に係る当社の連結経常利益率を基準とし、その達成度に応じて定められた個数を行使できるものとする」等の行使条件を設けております。
3. 第3回新株予約権は、「第75期(2018年12月期)に係る当社の連結経常利益率を基準とし、その達成度に応じて定められた個数を行使できるものとする」等の行使条件を設けております。
4. 第4回新株予約権は、「第76期(2019年12月期)に係る当社の連結経常利益率を基準とし、その達成度に応じて定められた個数を行使できるものとする」等の行使条件を設けております。
5. 第5回新株予約権は、「第77期(2020年12月期)に係る当社の連結事業利益率を基準とし、その達成度に応じて定められた個数を行使できるものとする」等の行使条件を設けております。

新株予約権等に関する事項

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	交付人数	付与決議日	新株予約権 の数	新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使価額	権利行使期間
カゴメ株式会社 第5回新株予約権	当社執行役員等 11名	2019年2月15日 (取締役会)	132個	普通株式 13,200株	1株当たり 2,767円	1円	2021年3月13日から 2036年3月12日まで

(注) 第5回新株予約権は、「第77期（2020年12月期）に係る当社の連結事業利益率を基準とし、その達成度に応じて定められた個数を行使できるものとする」等の行使条件を設けております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	63百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を実質的に区分できないため区分していません。従って上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
当社の重要な子会社のうち、在外子会社につきましては当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断される場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につき、取締役会において次の通り決議いたしました。

①取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- *当社は、企業理念「感謝」「自然」「開かれた企業」を時代を経ても変わらずに継承される「経営のこころ」として、事業活動を行う。
- *当社は、取締役・執行役員（以下、役員という。）及び従業員が法令及び定款を遵守し、企業理念の1つである「開かれた企業」を具現化できるよう行動規範を制定する。
- *当社は、コンプライアンス委員会を設置し、重大な問題への対応・再発防止策の決定、コンプライアンス施策の検討等を行う。
- *当社は、内部通報制度を整備し、法令、定款、諸規則、社会規範及び企業倫理に関する違反（以下、法令等の違反という）又はそのおそれのある事態の早期発見・是正に努める。
- *当社は、役員及び従業員に対して、コンプライアンスに関する研修・啓発を継続的に行う。
- *当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- *当社は、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察や弁護士と連携をして毅然とした態度で対応する。
- *当社は、内部監査部門を設置し、各事業所の業務活動が法令、定款、諸規程及び経営方針・計画に準拠し、適正かつ効率的に運営されていることを監査するとともに、必要に応じて対策又は改善措置の立案・実行をする。

②損失の危険の管理に関する規程その他体制

- * 当社は、当社及び子会社からなる企業集団（以下、当社グループという。）におけるリスク管理の統括機関として、総合リスク対策会議を設置し、リスク対応方針や重大リスクへの対応課題について検討し、迅速な意思決定を行う。
- * 当社は、品質保証委員会を設置し、品質マネジメント及び商品品質の現状認識、品質方針・目標や商品の設計基準の審議等を効率的に行う。
- * 当社は、地震等の大規模災害や新型インフルエンザ等の感染症の流行等に備え、事業継続計画を策定し、事業の中断を最小限に止めるように努める。
- * 当社は、研究倫理審査委員会を設置し、当社が実施する人を対象とした医学系研究の倫理的妥当性、科学的正当性について審査する。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- * 当社は、監督機能と業務執行機能を分離し、経営責任の明確化及び意思決定と業務執行のスピードアップを図る。
- * 当社は、取締役会の主たる役割を、経営戦略、経営方針の決定とその執行モニタリングと定め、当社独自の「社外取締役の独立性基準」を満たす独立社外取締役を3名以上選任することで、アドバイス機能の充実と監督機能の強化を図り、実効性を高める。
- * 当社は、報酬・指名諮問委員会を設置し、審議した内容を取締役に諮り決定することで、役員の報酬・指名に関する客観性、公正性を担保する。
- * 当社は、業務執行について、執行役員制度のもと、一定基準により、執行の責任と権限を各部門に委任する。執行役員会を設置し、取締役会決議・報告事項の伝達及び周知並びに執行役員間の連絡及び調整を図る。
- * 当社は、経営会議を設置し、社長のリーダーシップのもと、機動的かつ相互に連携して業務執行を行う。経営会議において審議を行うことで適切なリスクテイクを可能とし、責任を明確にしたスピーディな意思決定を行う。
- * 当社は、「組織および業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を定め、業務の執行を適切かつ効率的に行う。
- * 当社は、取締役会で決議された中期経営計画及び年度計画に基づき、各事業部門において目標達成のために活動し、取締役会における定期的な報告において検証することで進捗確認や軌道修正を行う。
- * 当社は、多くの株主さまの目で当社を評価していただくことが経営監視機能の強化につながるとの考えに基づき、「ファン株主づくり」を推進する。今後も、株主さまからいただくご意見を経営活動に活かすとともに、企業活動の情報開示を拡充させていく。

④取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- * 当社は、議事録・稟議書等の取締役の職務執行に関わる情報については、法令及び社内規程に基づき、保存及び管理を行う。
- * 当社は、情報セキュリティ委員会の設置、「情報セキュリティポリシー」の制定等により、個人情報を含む情報資産の保護に取り組む。
- * 当社は、役員及び従業員に対して、情報セキュリティに関する研修・啓発を継続的に行う。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- * 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループに適用する企業理念、行動規範、中期経営計画及び年度毎の企業方針を定め活動する
- * 当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、主管部門にて管理を行い、各社の業績、重要な業務執行、重大リスク及び重大な法令等の違反に関する情報等について、適宜、取締役会又は総合リスク対策会議で報告を受ける。
- * 当社内部監査部門は、当社グループの業務全般に関する監査を実施し、検証及び助言を行う。
- * 当社は、当社の役員又は従業員を当社グループ各社に取締役又は監査役として派遣し、業務の執行を監督又は監査する。
- * 当社は、当社グループに対して、グループ内部通報制度を周知し、また、未導入の当社海外子会社においては、順次導入を図る。
- * 当社グループの情報管理については、「グループ情報セキュリティポリシー」を制定し、情報資産の保護に取り組む。

⑥監査等委員会の職務を補助する体制

- * 当社は、内部監査部門を監査等委員会の職務を補助する部門とする。
- * 監査等委員会の職務の補助において、内部監査部門は、監査等委員以外の指揮命令を受けないものとし、また、内部監査部門の長の任命・異動・懲戒等の人事権に関する事項の決定について、監査等委員会の同意を要するものとする。

⑦監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- * 監査等委員は、取締役会はもとより、経営会議、執行役員会、総合リスク対策会議等の重要な会議に出席できるものとし、取締役会の意思決定、経営陣の業務執行を監査等委員会にてチェックできる体制を整える。
- * 監査等委員会は、いつでも必要に応じて当社グループの役員及び従業員に対して報告を求めることができる。

*当社グループの役員及び従業員は、法令等の違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査等委員又は監査等委員会に報告することができる。

*監査等委員会は、内部通報制度の運用状況等について定期的に報告を受ける。

*内部監査部門は、その監査計画や監査結果を監査等委員会に報告するなど情報交換・緊密な連携を図り、また、監査等委員会からの助言及び指示を受けて活動する。

⑧監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

*当社グループは、監査等委員又は監査等委員会へ報告を行った役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

*監査等委員は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等に関し、監査等委員がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について、監査等委員会で決議することができる。

*監査等委員は、職務の執行上において緊急又は臨時に支出した費用について、事後、当社に償還を請求することができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況について

●取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

*コンプライアンス、情報セキュリティ意識の一層の向上のために新入社員、新任管理職、中堅社員向けにコンプライアンス研修を実施するとともに情報セキュリティ分野に関するEラーニング等を実施しました。

*内部通報制度であるコンプライアンスホットラインには、国内20件、海外2件の通報があり、それぞれ適切に対応がなされ、コンプライアンス委員会および常勤監査等委員に報告がなされております。

*法令等への適合については、内部監査室による内部監査によって確認しております。今年度の監査では、特にグループ会社および各事業所運営におけるマネジメントの適正性に重点をおき、経営方針の浸透が図られているか、また法令、諸規程及び経営方針・計画に準拠し適正かつ効率的に運営されているかを確認し、必要に応じ適宜改善措置を図っております。

●損失の危険の管理に関する規程その他体制

*定例で開催される総合リスク対策会議において、社内外のオペレーショナルリスクに関する情報を共有するとともに今期は社会情勢等を踏まえ、リスクマップの策定、ハラスメント、プラスチック廃棄物等の環境課題、BCP、労働・雇用における諸問題等、様々な事項について議論を行い、適宜対応を進めてまいりました。

- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - * 当社は、監査等委員会設置会社に移行し、業務執行における決定の迅速性及び機動性を向上させると同時に業務執行に対する監督機能の強化を図っております。
 - * 監査等委員会設置会社への移行後、取締役会決議により、重要な業務執行の一部を経営会議または取締役会に委任し、効率的な意思決定を行っております。
 - * 取締役会を月に1回以上開催し、経営方針や予算の策定、重要な投資等についての審議や経営業績や各課題の進捗状況につき報告がなされ、議論が行われました。
 - * 中期経営計画の重点課題については、データベースを策定し、進捗状況を可視化することで適切なPDCAにつなげ、課題の達成を推進しております。
 - * 当社は、毎年取締役会の実効性評価を実施し、その評価結果を改善につなげるとともに、概要を開示しています。今回の実効性評価において、更なる改善の必要性を認識した課題は、「業務執行状況の報告（計画性があり、優先順位をつけた議案設定）」「重要なテーマの網羅的な審議」です。今回の実効性評価では、当社取締役会において「審議すべきテーマ」について、各取締役の意見を聴取しており、それらの意見をもとに、当社が今年度審議すべきテーマは何かを取締役会で議論し、年間の主要議案を定め、審議時期のスケジュール化に努めます。
- 監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - * 常勤監査等委員は、経営会議、執行役員会、総合リスク対策会議等への出席や稟議決裁等を通じて、取締役、執行役員からの報告を受け、その意思決定のプロセスや内容について監督を行い、必要に応じて、監査等委員会において、他の監査等委員に報告しております。
 - * 監査等委員会を毎月1回開催し、取締役会の議案をはじめとした重要な会議の内容を共有するとともに各部門から報告を受ける体制としています。また、内部統制については、内部監査室による監査報告を受けるとともに内部監査の往査にも同行し、実際に確認する体制としています。併せて、オペレーショナルリスク対応について総合リスク対策会議事務局より報告を受けております。
 - * 内部監査室を監査等委員会の事務局とし、監査等委員会の職務を補助させるとともに、内部監査室と連携強化を図り、効果的かつ効率的な監査を行っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社グループは「感謝」、「自然」、「開かれた企業」を企業理念としております。これは創業100周年にあたる1999年を機に、当社グループのさらなる発展を目指して、創業者や歴代経営者の信条を受け継ぎ、当社の商品と提供価値の源泉、人や社会に対し公正でオープンな企業を目指す決意を込めて、2000年1月に制定したものです。当社グループはこの企業理念に則り、企業活動を展開しております。

当社の株式について、特定の買付者による大量取得行為が行われる場合に、株主の皆さまが当社の株式を売却されるか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものと考えられますが、その前提として、株主の皆さまに適切かつ十分な情報をご提供したうえで、ご判断を頂くために適切かつ十分な期間と機会を確保することが重要と考えられます。そのためには、当社取締役会が、大量取得行為を行おうとする者から詳細な情報を収集して、これを株主の皆さまにご提供するとともに、かかる大量取得行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるものと判断する場合には、当該大量取得行為に係る提案と当社取締役会が作成する代替案のいずれを選択すべきかについて、株主の皆さまに適切かつ十分な情報をご提供したうえでそのご判断を仰ぐことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるために最善の方策であると当社は考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、この企業理念に則り、企業の成長は、社会の成長とともにあることを認識し、「開かれた企業」として、世界に広がるあらゆるステークホルダーの皆さまと手を携え、新たな価値ある商品を提供できるよう取り組んでおります。また、当社グループのつくる商品の価値の源は、「自然」であり、自然に根差し、農業から生産、加工、販売と一貫したバリューチェーンを持った世界でもユニークな企業として、この強みを活かし、グローバル市場を見据えて激しい環境変化に対応するスピードと競争力を強化する経営を推進しております。そして、すべてのステークホルダーに「感謝」の心を持ち、皆さまに愛され支持される会社であり続けられるよう、たゆまず努力をしております。

【1】中期経営計画による企業価値向上への取り組み

当社グループは、中期経営計画を策定するにあたり、将来の環境変化について、徹底した予測を行いました。その結果、明らかになったのは日本国内における社会問題の深刻化でした。中でも「健康寿命の延伸」は当社グループが真っ先に取り組むべきテーマであり、この他にも「農業の成長産業化」「地方創生」「世界の食糧不足」などは、当社グループが解決に貢献をするべきテーマであると認識しました。そこで当社は、2025年のありたい姿を「食を通じて社会問題の解決に取り組み、持続的に成長できる『強い企業』になる」とし、2016年には「トマトの会社から野菜の会社」という長期ビジョンを定めました。当社の保有する生鮮野菜、ジュース・調味料、冷凍素材、サプリメントなど、野菜を手軽に摂取できる幅広い商品や、野菜の健康価値情報の提供、新規事業の創出などを通じて、ありたい姿や長期ビジョンの実現を目指してまいります。長期ビジョン（2025年）の定量目標は、連結売上収益2,500億円、連結事業利益200億円の達成ですが、当社は、この財務的な目標数値以外にも「日本人の1日1人あたりの野菜摂取量を293gから厚生労働省の推奨する目標値350g以上にする」と「カゴメが国内で供給する緑黄色野菜の供給割合を約12%から15%以上にする」と掲げ、「野菜の会社」の実現に向けた企業活動を展開してまいります。

更に長期の2035～40年を見据えては「社員から役員までの全ての階層における女性比率を50%にする」という目標を定め、ダイバーシティ活動を推進しております。この活動によって、新たなイノベーションを起こす企業へと変革し、多様化する消費者ニーズへの対応や、購買者視点に立った事業戦略の展開を進めてまいります。

【2】コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

当社は、企業理念「感謝」、「自然」、「開かれた企業」に則り、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目指しており、そのためにコーポレート・ガバナンスを重要な経営課題であると認識しております。当社では、コーポレート・ガバナンスの基本を「『自律』の更なる強化と『他律』による補完である」と考えております。これは、自らの意思で時代に適応するコーポレート・ガバナンスを構築することを原則としながら、「カゴメファン株主づくり」の推進や社外取締役の機能の活用などにより外部の多様な視点を取り入れていくことで、客観性や透明性を担保していくというものです。

当社は、カゴメならではの個性や独自性を活かしつつ、ステークホルダーとの対話を図る中で、高度なアカウンタビリティを実現し、真の「開かれた企業」を目指してまいります。

当社は、監督と執行の機能分離をすすめ、経営のスピードアップと経営責任の明確化につなげるべく2016年3月に監査等委員会設置会社に移行しました。移行にあたっては、取締役会の主たる役割を、経営戦略・経営方針の決定とその執行モニタリングと定めました。また、当社は、独自に定めた「社外取締役の独立性基準」を満たす社外取締役を3名以上選任することで、アドバイス機能の充実と監督機能の強化を図り、その実効性を高めております。

監査等委員会においては、常勤監査等委員を1名以上置くことを方針とし、内部統制システムを利用して、取締役の業務執行の適法性、妥当性を監査しております。

取締役の指名や報酬については、独立社外取締役が半数以上を占める報酬・指名諮問委員会において、審議した内容を取締役会に諮り決定することで、客観性、公正性を高めております。

業務執行については、執行役員制度のもと、一定の基準により、執行の責任と権限を各部門に委任し、取締役会決議・報告事項の伝達、周知及び執行役員間の連絡、調整を図ることを目的に執行役員会を設置しております。また、社長のリーダーシップの下、機動的かつ相互に連携して業務執行ができるよう経営会議を設置しております。経営会議において審議を行うことで適切なリスクテイクを可能としており、責任を明確にしたうえでスピーディーな意思決定を行っております。

③基本方針に基づく不適切な支配の防止のための取り組み

当社はこのような考え方にに基づき以下のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本ルール」といいます。）を制定し、導入いたしました。本ルールは、当社株式の買付（以下において定義します。）が行われる場合に、買付者（以下において定義します。）に対して、予め遵守すべき手続きを提示し、株主の皆さまに対して、買付者による買付提案に応ずるべきか否かを判断するために適切かつ十分な情報並びに期間及び機会をご提供することを確保するとともに、買付提案の検証及び買付者との交渉を行うことを通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益を害する買付を抑止し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

当社は、万一当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞がある買付の提案がなされた場合であっても、かかる買付提案に対する対抗策の発動は、株主の皆さまの株主共同の利益にかかわるものであるため、原則として

株主の皆さまの意思を確認したうえで行うべきものであると考えております。そのため、本ルールでは、買付者から買付提案がなされた場合には、当社取締役会が買付者から詳細な情報を収集し、これを独立委員会（以下において定義します。）に提供したうえで、当社取締役会及び独立委員会において慎重かつ十分な検証を行います。当社取締役会は、独立委員会が、当該買付提案は当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるとの勧告を行った場合には、その勧告に従い（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合はあると判断する場合は除きます。）、株主の皆さまに対して、買付者の買付提案及び当該買付提案に対する当社取締役会の見解並びに当社取締役会が作成する代替案に関する適切かつ十分な情報を提供したうえで、速やかに株主意思確認総会等を開催することにより、株主の皆さまに対抗策を発動すべきか否かをご判断頂くこととしております。

なお、買付が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することが明らかである場合や、買付者が本ルールを遵守しない場合には、株主意思確認総会等を開催することなく、独立委員会の勧告に従い（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合はあると判断する場合は除きます。）、対抗策を発動の決議を行います。

※1 「買付」とは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他一切の行為、または当社が発行者である株券等について、公開買付者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付をいいます。

※2 「買付者」とは、買付を行う者及び買付を行おうとする者（当社の同意を得ることなく、かかる買付に関する情報開示等を行う者及び買付提案を行う者を含む）をいいます。

※3 「独立委員会」とは、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社の社外役員又は学識経験者等の中から、当社取締役会決議に基づき選任される3名以上の委員によって構成される委員会をいいます。

④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本ルール設計にあたり、以下の事項を考慮し盛り込むことにより、本ルールが基本方針に従い、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上させるために最善の方策であると考えております。

【1】 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省と法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しており、また企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」における提言内容と整合的な内容となっております。

【2】 株主の皆さまの意思を重視するものであること

本ルールは、株主の皆さまにご判断をいただくために適切かつ十分な情報を提供したうえで、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があり、対抗策を発動すべきであるとの判断がなされた場合には、株主意思確認手続きを行うことにより、株主の皆さまに対抗策を発動すべきか否かを直接ご判断いただく方法を採用しています。

また、当社は当社取締役会において決議した本ルールを2018年3月開催の定時株主総会において株主の皆さまの承認を得たうえで継続することとしており、その後当社株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合は、当該決議に従い変更又は廃止されるものとなっております。さらに、本ルールには有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されております。また、当社は、取締役（監査等委員を除く）の任期を1年としており、本ルールの有効期間中でも、毎年の株主総会での取締役選任を通じて、株主の皆様の意向を反映させることが可能となっております。

このように、本ルールは、株主の皆さまの意思が十分に反映される仕組みを採用しております。

【3】 当社取締役会の判断による対抗策発動の制限

当社取締役会が株主意思確認手続きを行わずに対抗策を発動できる場合は、買付者が本ルールに違反した場合や買付が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することが明らかな場合であり、かつ独立委員会が当社取締役会の判断による対抗策の発動に賛同する場合に限定されています。

【4】 独立委員会及び第三者たる専門家の意見を重視

本ルールにおいては、買付者による買付提案に対して対抗策を発動するか否かの判断が適切になされることを確保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した3名以上の委員から構成される独立委員会を設置し、買付者からの買付提案に関する情報の収集、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるとして株主意思確認手続きに基づき対抗策を発動することの是非、及び株主意思確認手続きを行うことなく当社取締役会の判断により対抗策を発動することの是非等について、独立委員会の意見を諮問し、これを最大限尊重する仕組みを採用しています。

また、当社取締役会は、代替案及び買付者の買付提案に関する当社取締役会の見解の作成にあたり、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることが可能であり、かかる助言を得る場合には、これを尊重することにより、当社取締役会の判断が恣意的なものとならないよう配慮するものとされています。

(3) 剰余金の配当等の決定方針

当社は、株主の皆様への利益還元を、経営上の最重要課題の一つと認識しております。

当社の株主還元方針は、2019年から2021年の3ヵ年で進めている中期経営計画期間中において、「連結業績を基準に、総還元性向40%」を目指すこととし、合わせて「年間配当金額 35 円以上を安定的に現金配当する」こととしております。

《当期の剰余金の配当》

当期の配当につきましては、1株当たり35円とすることといたしました。また、次期の配当につきましては、1株当たり36円とさせて頂く予定であります。

連結持分変動計算書

当年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分												非支配 持分	資本合計
	資本金	資 本 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素						利益 剰余金	合計			
				確定給付 制度の 再測定	その他の 包括利益 を通じて 公正価値 で測定 する 金融資産 の純変動	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	ヘッジ コスト	在外営業 活動体の 換算差額	合計					
当期首残高	19,985	22,564	△26,739	-	3,381	527	△73	△1,141	2,693	81,757	100,261	3,102	103,363	
当期利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,198	10,198	115	10,314	
その他の包括利益	-	-	-	△163	1,262	△658	1,018	△397	1,062	-	1,062	△98	963	
当期包括利益	-	-	-	△163	1,262	△658	1,018	△397	1,062	10,198	11,261	17	11,278	
非金融資産等への振替	-	-	-	-	-	△94	-	-	△94	-	△94	-	△94	
自己株式の取得	-	-	△3	-	-	-	-	-	-	-	△3	-	△3	
自己株式の処分	-	△0	373	-	-	-	-	-	-	-	372	-	372	
自己株式の消却	-	-	12,839	-	-	-	-	-	-	△12,839	-	-	-	
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△3,558	△3,558	△77	△3,635	
非支配持分との取引等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式報酬	-	104	-	-	-	-	-	-	-	-	104	-	104	
利益剰余金への振替	-	0	-	163	△234	-	-	-	△71	70	-	-	-	
その他の増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
所有者との取引額合計	-	105	13,209	163	△234	-	-	-	△71	△16,327	△3,083	△77	△3,160	
当期末残高	19,985	22,669	△13,529	-	4,410	△226	944	△1,539	3,589	75,629	108,344	3,041	111,386	

前年度（ご参考）（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分												非支配 持分	資本合計
	資本金	資 本 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素						利益 剰余金	合計			
				確定給付 制度の 再測定	その他の 包括利益 を通じて 公正価値 で測定 する 金融資産 の純変動	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	ヘッジ コスト	在外営業 活動体の 換算差額	合計					
当期首残高	19,985	22,468	△26,985	-	9,499	2,201	191	-	11,892	72,529	99,889	3,923	103,813	
当期利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,998	8,998	△442	8,555	
その他の包括利益	-	-	-	△232	△2,985	△119	△265	△1,141	△4,745	-	△4,745	△306	△5,052	
当期包括利益	-	-	-	△232	△2,985	△119	△265	△1,141	△4,745	8,998	4,252	△749	3,503	
非金融資産等への振替	-	-	-	-	-	△1,554	-	-	△1,554	-	△1,554	-	△1,554	
自己株式の取得	-	-	△2	-	-	-	-	-	-	-	△2	-	△2	
自己株式の処分	-	△0	248	-	-	-	-	-	-	-	248	-	248	
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2,668	△2,668	△74	△2,742	
非支配持分との取引等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
株式報酬	-	95	-	-	-	-	-	-	-	-	95	-	95	
利益剰余金への振替	-	0	-	232	△3,131	-	-	-	△2,899	2,898	-	-	-	
その他の増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
所有者との取引額合計	-	95	246	232	△3,131	-	-	-	△2,899	229	△2,326	△72	△2,398	
当期末残高	19,985	22,564	△26,739	-	3,381	527	△73	△1,141	2,693	81,757	100,261	3,102	103,363	

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区分	当年度 (自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日)	前年度 (自 2018 年 1 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日)	区分	当年度 (自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日)	前年度 (自 2018 年 1 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			投資活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	13,888	12,213	有形固定資産及び無形資産の取得による支出 (投資不動産含む)	△10,444	△10,718
減価償却費及び償却費	6,395	5,769	有形固定資産の売却による収入 (投資不動産含む)	198	2,331
減損損失	223	754	関係会社株式及び出資金の取得による支出	—	△121
事業譲渡益	△1,692	—	その他の金融資産の取得による支出	△47	△821
受取利息及び受取配当金	△450	△619	その他の金融資産の売却及び償還による収入	1,069	8,961
支払利息	435	410	その他	△43	69
持分法による投資損益 (△は益)	△108	△3	投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,267	△299
有形固定資産及び無形資産除売却損益 (△は益)	△46	△1,242	財務活動によるキャッシュ・フロー		
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)	823	△542	短期借入金の純増減額 (△は減少)	430	2,301
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,421	△767	長期借入による収入	1,076	7,726
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)	△643	△253	長期借入金の返済による支出	△2,539	△8,497
その他	23	△754	リース債務の返済による支出	△774	△711
小計	17,427	14,963	配当金の支払額	△3,553	△2,668
利息及び配当金の受取額	513	555	非支配株主への配当金の支払額	△77	△74
利息の支払額	△442	△404	その他	369	248
法人所得税等の支払額	△5,274	△4,392	財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,068	△1,675
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,224	10,722	現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,112	8,748
			現金及び現金同等物の期首残高	29,408	21,550
			現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	△35	△185
			売却目的で保有する資産への振替に伴う現金及び現金同等物の増減	—	△704
			現金及び現金同等物の期末残高	27,260	29,408

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び当社の子会社(以下、当社グループ)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

当社グループは、当連結会計年度(2019年1月1日～2019年12月31日)からIFRSを適用しており、IFRS移行日は2018年1月1日であります。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 39社

主要な連結子会社は、響灘菜園(株)、いわき小名浜菜園(株)、高根ベビーリーフ菜園(株)、カゴメアクシス(株)、KAGOME INC.、Vegitalia S.p.A.、Holding da Industria Transformadora do Tomate,SGPS S.A.、Kagome Australia Pty Ltd.、台湾可果美股份有限公司、United Genetics Holdings LLC、Kagome Senegal Sarlであります。

カゴメ物流サービス(株)は、2019年4月1日付で物流事業を統合する一環として、味の素(株)の物流子会社である、味の素物流(株)(統合後、「F-LINE(株)」に商号変更)を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結範囲から除外しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社 4社

世羅菜園(株)、Ingomar Packing Company, LLC、Kagome Nissin Foods (H.K.) Co., Ltd、F-LINE(株)

2019年4月1日付の物流事業統合に伴い、旧F-LINE(株)他1社は、消滅したため、持分法の範囲から除外しております。また、存続会社である味の素物流(株)(統合後、「F-LINE(株)」に商号変更)を新たに持分法適用の範囲に含めております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①金融商品

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産を、当該金融資産の契約当事者となった日に認識しております。

当初認識時において、すべての金融資産は公正価値で測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類されない場合は、当該公正価値に金融資産の取得に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の取引コストは、純損益に認識しております。

(ii) 分類及び事後測定

当社グループは、保有する金融資産を、(a) 償却原価で測定される金融資産、(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産、(c) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しており、金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下の通り測定しております。

(a) 償却原価で測定される金融資産

当社グループが保有する金融資産のうち、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、償却原価で測定される金融資産については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得又は損失は、当期の純損益に認識しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産

当社グループは、資本性金融資産については、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産に分類しております。

当該金融資産は、当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動はその他の包括利益に含めて認識しております。投資を処分した場合に、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額をその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産からの配当金については、金融収益として純損益に認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、公正価値で測定し、その変動額を純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しております。当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12か月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。ただし、営業債権等については常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積ります。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・報告日時点で過大なコスト又は労力なしに利用可能である、過去の事象、現在の状況、並びに将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る金額は、純損益で認識しております。

減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益として戻入しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は当社グループが金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止しております。

② 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要する費用の見積額を控除した額であります。原価は、購入原価、加工費、現在の場所及び状態に至るまでに発生したすべての費用を含んでおり、総平均法に基づいて算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下の通りであります。

- ・建物及び構築物 10－35年
- ・機械装置及び運搬具 7－20年
- ・工具器具及び備品 3－10年

②無形資産

耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却されております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下の通りであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・商標権 10年
- ・ソフトウェア 5年

③リース資産

使用权資産は、資産の耐用年数及びリース期間のいずれか短い年数にわたり定額法により、減価償却を行っております。

なお、リース期間が12か月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

(3) のれん

のれんは償却を行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上されます。

(4) 非金融資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産は償却の対象ではなく、每期減損テストを実施しております。その他の非金融資産は、事象の発生あるいは状況の変化により、その帳簿価額が回収できない可能性を示す兆候がある場合に、減損について検討しております。減損を評価するために、資産は個別に識別可能なキャッシュ・フローが存在する最小単位（資金生成単位）に分けられます。資産の帳簿価額が回収可能価額を超過する金額については減損損失を認識しております。回収可能価額とは、資産の処分コスト控除後の公正価値と、使用価値のいずれか高い金額であります。のれんを除く減損損失を認識した非金融資産については、減損損失が戻り入れとなる可能性について、各連結会計年度末に再評価を行っております。

(5) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

引当金として認識した金額は報告日における現在の債務を決済するために要する支出に関して、リスク及び不確実性を考慮に入れた最善の見積りであります。貨幣の時間価値の影響が重要な場合には、引当金は債務の決済に必要な見込まれる支出の現在価値で測定しております。

(6) 従業員給付

①退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を有しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて各制度ごとに個別に算定しております。

割引率は、将来の給付支払見込日までの期間に対応した報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度については、確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額を、負債又は資産として計上しております。ただし、確定給付制度が積立超過である場合は、確定給付資産の純額は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値を資産上限額としております。また、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は金融費用（金融収益）として純損益に認識しております。

確定給付負債（資産）の純額の再測定は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る掛金は、従業員が勤務を提供した時点で費用として認識しております。

②その他の従業員給付

退職後給付以外の長期従業員給付に対する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供した勤務の対価として獲得した将来給付額を現在価値に割り引くことによって算定しております。

短期従業員給付については、割引計算は行わず、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

賞与については、それらの支払を行う現在の法的債務もしくは推定的債務を有しており、信頼性のある見積りが可能な場合に、支払されると見積られる額を負債として認識しております。

有給休暇費用は累積型有給休暇制度に係る法的債務又は推定的債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払されると見積られる金額を負債として認識しております。

(7) 外貨換算

①機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としております。また、グループ内の各社は、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各社の取引はその機能通貨により測定しております。

② 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替レート、又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。

報告日において、外貨建貨幣性項目は、決算日の為替レートにより機能通貨に換算しております。取得原価で測定している外貨建非貨幣性項目は、取得日の為替レートにより機能通貨に換算しております。

公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の測定日における為替レートにより機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

③ 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については決算日の為替レート、収益及び費用については当該期間中の為替レートが著しく変動していない限り、期中平均為替レートを用いて換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の累積換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益に振り替えられます。

(8) ヘッジ会計

当社グループは、主として為替リスクの回避又は軽減を目的として、デリバティブ取引を利用しております。当社グループは、一部のデリバティブについてヘッジ手段として指定を行っており、これらのヘッジ取引については、ヘッジ取引開始時に、ヘッジ関係並びにヘッジの実行に関する企業のリスク管理目的及び戦略の公式な指定と文書化を行っております。当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを判定する方法を記載しております。また、当社グループでは、ヘッジ関係の開始時及び継続的に、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを評価しております。継続的な判定は、各報告日又はヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があった時のいずれか早い方において実施しております。

デリバティブは公正価値で当初認識しております。当初認識後も公正価値で測定し、その事後的な変動は以下の通り処理しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されたデリバティブの公正価値変動のうち、有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益に認識しております。ヘッジ有効部分以外は純損益で認識しております。その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額は、ヘッジ対象から生じるキャッシュ・フローが純損益に影響を与える期に純損益に振り替えております。ただし、ヘッジ対象の予定取引が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、当該非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。なお、先渡契約については、先渡要素と直物要素を区分し、先渡要素の価値の変動をヘッジ指定から除外しております。先渡要素の価値の変動はヘッジコストとして、その公正価値変動をその他の包括利益を通じて、その他の資本の構成要素に認識しております。ヘッジ対象の予定取引が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、当該非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了又は行使された場合等、ヘッジ会計の要件をもはや満たさなくなった場合は、ヘッジ会計を将来に向けて中止しております。予定取引の発生がまだ見込まれる場合は、その他の包括利益を通じて認識された金額は、引き続きその他の資本の構成要素に認識しておりますが、予定取引の発生がもはや見込まれない場合は、その他の包括利益を通じて認識された金額は、直ちにその他の資本の構成要素から純損益に振り替えております。

なお、当社グループでは公正価値ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジは行っておりません。

また、ヘッジ指定されていないデリバティブの公正価値変動は、純損益として認識しております。

(9) 顧客との契約から生じる収益

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

- ① ステップ1：顧客との契約を識別する
- ② ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ③ ステップ3：取引価額を算定する
- ④ ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ⑤ ステップ5：企業の履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社グループは、生トマト等生鮮野菜の生産、農原料を加工した飲料や食品を製造し、卸・小売市場へ、また通信販売事業として、消費者への販売を行っております。このような製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、これらの収益は契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

(10) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

II. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

(単位：百万円)

営業債権及びその他の債権	128
その他の金融資産	1

2. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：百万円)

91,021

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 担保に供している資産

(単位：百万円)

有形固定資産 2,027

上記の資産は、関係会社の建設賃貸借契約に基づき、建設協力金及び預り敷金（合計1,877百万円）に対し設定した抵当権、並びに関係会社の借入金（長期借入金含む）（合計175百万円）に対し設定した担保であります。

Ⅲ. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 94,366,944株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年2月15日 取締役会	普通株式	3,558	40.00	2018年12月31日	2019年3月7日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年2月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,113	35.00	2019年12月31日	2020年3月6日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金4百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 74,600株

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に食品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして必要な資金を銀行借入により調達しております。また、短期的な事業運転資金についても銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、為替変動リスク及び金利変動リスク並びにエネルギーの価格変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、社内規定に従い、主な取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。その一部には、製品の輸出に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。また、長期貸付金に係る貸付先の信用リスクに関しては、貸付先の信用状況及び回収期日や残高を定期的に管理することで財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する株式及び一時的な余資運用の債券であり、株式及び債券については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、一年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。

短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は主に設備投資を目的とした資金調達であります。借入金の一部については、外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。また、借入金の一部については、変動金利のものがあり、金利変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び外貨建ての借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約等、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引、購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループでは、社内規定に従い、営業債権及び貸付金について、営業管理部門及び財務経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

その他有価証券のうちMMF、コマーシャルペーパー等は、社内規定により格付の高いもののみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用力の高い金融機関（長期債務に対する格付シングルA以上）とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在の最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の財政状態計算書価額により表されております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務及び外貨建て借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約等、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引を利用しております。当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、社内規定により当社の財務経理部及び一部子会社が実施しております。取引予定額、月次取引状況、取引残高等について、必要に応じて当社の取締役会等に報告しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社の各部署、連結子会社等からの報告に基づき、当社の財務経理部が資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 金融商品の公正価値

①公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて算定した公正価値を以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1・・・企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格

レベル2・・・レベル1以外の、資産又は負債について、直接又は間接的に観察可能なインプットにより測定した公正価値

レベル3・・・資産又は負債についての観察可能な市場データに基づかないインプットにより測定した公正価値

②公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される主な金融商品の測定方法は以下の通りであります。

(i) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

デリバティブ資産及びデリバティブ負債はそれぞれその他の金融資産及びその他の金融負債に含まれております。これらは為替予約、金利通貨スワップのレベル2に区分されるものであり、主に外国為替相場や金利等の観察可能なインプットを用いたモデルに基づき測定しております。

(ii) 株式等

株式はその他の金融資産に含まれております。株式については、レベル1に区分されているものは活発な市場で取引されている上場株式であり、取引所の市場価格によって評価しております。レベル3に区分されているものは非上場株式及び出資金であり、修正簿価純資産に基づく評価モデル又はその他の適切な評価技法を用いて測定しております。

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下の通りであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
デリバティブ資産	—	1,257	—	1,257
株式等	10,001	—	1,739	11,740
合計	10,001	1,257	1,739	12,998
金融負債				
デリバティブ負債	—	122	—	122
合計	—	122	—	122

③償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される主な金融商品に係る公正価値の測定方法は以下の通りであります。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品及び重要性の乏しい金融商品は、下表に含めておりません。

(i)現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、借入金、その他の金融負債

これらは短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値と近似しております。

(ii)長期借入金

レベル2に分類される長期借入金の公正価値は、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

償却原価で測定される主な金融商品の帳簿価額と公正価値は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融負債		
長期借入金	6,197	6,196
合計	6,197	6,196

V. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 1,219円47銭

2. 基本的1株当たり当期利益 114円89銭

(注) 資本の部において自己株式として計上されている従業員持株ESOP信託に残存する自社の株式は、基本的1株当たり当期利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり親会社所有者帰属持分の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

当連結会計年度において基本的1株当たり当期利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は186千株であり、1株当たり親会社所有者帰属持分の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は112千株であります。

VI. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式取得に係る事項の決議)

当社は、2020年1月24日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、下記のとおり、自己株式取得に関わる事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、株主のみなさまへの利益還元を、経営上の最重要課題として取り組んでおります。株主還元の更なる充実と、資本効率の向上を目指し、自己株式の取得を行います。

2. 取得に関わる事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 480,000株 (上限)
発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 0.54% |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,500,000,000円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2020年2月5日～2020年3月24日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 (証券会社による取引一任方式) |

(ご参考) 2019年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	88,845,018株
自己株式数	5,521,926株

※上記自己株式は、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式を含んでおります。

(財団の設立及び第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2020年1月24日開催の取締役会において、カゴメみらいやさい財団（以下「本財団」という。）を設立すること、本財団の社会貢献活動を継続的、安定的に支援する目的で第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、本自己株式の処分に関しましては、2020年3月27日開催予定の第76回定時株主総会の承認を条件として実施するものとします。

1. 新財団の設立について

(1) 財団設立の目的

当社は企業理念とお客様への約束事を体现するための行動軸として「行動規範」を定めており、その1番目に「共助」を掲げております。自助や公助だけでは解決できない社会的なテーマについて、行動を共にしてくれる人々や地域社会と連携し、共に支えあい助けあうことをモットーとするものであり、本財団はまさに、それを実現するために必要なしくみです。

事業活動と社会課題の解決を一致させる取組を進めるのはもちろんのこと、同時に純粋な社会貢献のしくみを合わせ持つことで、食を取り巻く社会課題、とりわけ子どものための食育の推進を支援していきます。そのため、財団による社会貢献は事業活動にも還元され、カゴメの企業価値の向上に繋がるものと考えております。

(2) 財団の概要

① 名称	カゴメみらいやさい財団
② 所在地	東京都中央区日本橋浜町3-21-1 日本橋浜町Fタワー
③ 代表理事	寺田直行
④ 活動内容	食に関わる社会貢献(主に食育など子どものための取り組み)を行う団体への助成(寄付)
⑤ 活動原資	年間約5,000万円

2. 自己株式の処分について

① 処分株式数	普通株式940,000株（発行済株式総数に対する割合0.996%）
② 処分価額	1株につき1円
③ 資金調達の額	940,000円
④ 募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑤ 処分先(予定)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
⑥ 処分期日	2020年7月1日（予定）
⑦ その他	本自己株式の処分については、2020年3月27日開催予定の第76回定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件とします。処分に関する期日その他の事項は、当該株主総会後における取締役会において決議します。

3. 処分の目的及び理由

食を取り巻く社会課題の解決、とりわけ子どものための食育の推進を目指す「カゴメみらいやさい財団」は、その目的に沿った活動を行う団体に対する助成等の事業を実施していきます。本財団の社会貢献活動を継続的、安定的に支援するため、当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者、日本マスタートラスト信託銀行株式会社を共同受託者、本財団を受益者とする他益信託（以下「本信託」という。）を設定し、本信託は、当社株式を取得します。本信託は、当社株式の配当による信託収益を本財団に交付し、本財団は当該信託収益をはじめ、当社からの必要に応じた支援を活動原資に加え、今後事業を実施します。

本自己株式の処分は、本財団の社会貢献活動の原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

当年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益			評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 (注)	利益剰余金 合計							
当期首残高	19,985	23,733	-	23,733	1,193	70,841	72,034	△26,739	89,013	2,887	460	3,348	202	92,564
会計方針の変更による累 積的影響額						△1,596	△1,596		△1,596					△1,596
当期変動額														
固定資産圧縮積立金の取崩														-
トマト翁記念基金の積立														-
トマト翁記念基金の取崩														-
別途積立金の積立														-
剰余金の配当						△3,558	△3,558		△3,558					△3,558
当期純利益						5,645	5,645		5,645					5,645
自己株式の取得								△3		△3				△3
自己株式の処分			△0	△0				373	372					372
自己株式処分 差損の振替			0	0		△0	△0							-
自己株式の消却						△12,839	△12,839	12,839						-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										927	308	1,235	103	1,339
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△10,752	△10,752	13,209	2,456	927	308	1,235	103	3,796
当期末残高	19,985	23,733	-	23,733	1,193	58,492	59,685	△13,529	89,874	3,814	769	4,584	305	94,764

（注）その他利益剰余金の内訳

（単位：百万円）

	固定資産圧縮積立金	トマト翁記念基金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当期首残高	1,731	460	53,820	14,829	70,841
会計方針の変更による累 積的影響額				△1,596	△1,596
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	△179			179	-
トマト翁記念基金の積立		40		△40	-
トマト翁記念基金の取崩		△30		30	-
自己株式処分差損の振替				△0	△0
別途積立金の積立			8,000	△8,000	-
剰余金の配当				△3,558	△3,558
自己株式の消却				△12,839	△12,839
当期純利益				5,645	5,645
当期変動額合計	△179	10	8,000	△18,583	△10,752
当期末残高	1,551	470	61,820	△5,349	58,492

株主資本等変動計算書

前年度（ご参考）（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益			評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 (注)	利益剰余金 合計							
当期首残高	19,985	23,733	-	23,733	1,193	61,382	62,575	△26,985	79,308	8,966	2,406	11,373	106	90,788
当期変動額														
固定資産圧縮積立金の積立														-
固定資産圧縮積立金の取崩														-
トマト翁記念基金の積立														-
トマト翁記念基金の取崩														-
別途積立金の積立														-
剰余金の配当						△2,668	△2,668		△2,668					△2,668
当期純利益						12,127	12,127		12,127					12,127
自己株式の取得								△2	△2					△2
自己株式の処分			△0	△0				248	248					248
自己株式処分 差損の振替			0	0		△0	△0							-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										△6,079	△1,946	△8,025	96	△7,929
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,458	9,458	246	9,705	△6,079	△1,946	△8,025	96	1,776
当期末残高	19,985	23,733	-	23,733	1,193	70,841	72,034	△26,739	89,013	2,887	460	3,348	202	92,564

(注) その他利益剰余金の内訳

（単位：百万円）

	固定資産圧縮積立金	トマト翁記念基金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当期首残高	1,240	400	51,820	7,921	61,382
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の積立	591			△591	-
固定資産圧縮積立金の取崩	△100			100	-
トマト翁記念基金の積立		100		△100	-
トマト翁記念基金の取崩		△40		40	-
自己株式処分差損の振替				△0	△0
別途積立金の積立			2,000	△2,000	-
剰余金の配当				△2,668	△2,668
当期純利益				12,127	12,127
当期変動額合計	491	60	2,000	6,908	9,458
当期末残高	1,731	460	53,820	14,829	70,841

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、いずれも総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 2～50年

機械及び装置 2～15年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理の方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。また、過去勤務費用は、発生年度において一括費用処理しております。

(5) 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a.ヘッジ手段	為替予約等
ヘッジ対象	外貨建予定取引
b.ヘッジ手段	金利スワップ
ヘッジ対象	借入金

(3) ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び借入金の金利変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

8. 会計方針の変更に関する事項

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用可能となったことに伴い、当期の期首から収益認識会計基準等を適用しております。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当期の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

そのため、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

従来は、販売促進の目的で取引先に支払う金額を支払金額確定時に認識しておりましたが、本基準適用により、販売促進費用の一部を売上計上時に見積もって認識しております。また、「販売費及び一般管理費」に表示しておりました一部の販売促進費等を、「売上高」から控除して表示しております。

この結果、従来の方法に比べ、当期の売上高が25,506百万円減少、販売費及び一般管理費が25,442百万円減少しており、営業利益、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ63百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が1,596百万円減少しております。

9. 表示方法の変更に関する事項

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度759百万円）は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」59百万円に含めて表示しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 債務保証

(単位：百万円)

響灘菜園(株)銀行借入	250
高根ベビーリーフ菜園(株)銀行借入	194
小池ベビーリーフ菜園(株)銀行借入	400
八ヶ岳みらい菜園(株)銀行借入	733
KAGOME INC.銀行借入	295
United Genetics Holdings LLC銀行借入	1,651
United Genetics Italia S.p.A.銀行借入	906
United Genetics India Pvt Ltd.銀行借入	43
Unigen Seeds,Spain.S.L.U銀行借入	67
Kagome Australia Pty Ltd.銀行借入	2,984
計	7,526

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(単位：百万円)

(1) 短期金銭債権	2,246
(2) 長期金銭債権	10,422
(3) 短期金銭債務	2,918

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(単位 : 百万円)

(1) 売上高	744
(2) 仕入高・販売費及び一般管理費	14,264
(3) 営業取引以外の取引高	298

2. 債務保証損失引当金繰入額

関係会社に対するものです。

3. 債務保証損失引当金戻入額

関係会社に対するものです。

4. 貸倒引当金繰入額

関係会社に 対するものです。

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 5,521,926 株

(注) 上記には、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式が112千株含まれております。

Ⅴ. 収益認識に関する注記

当社は、生トマト等生鮮野菜の生産、農原料を加工した飲料や食品を製造し、卸・小売市場へ、また通信販売事業として、消費者への販売を行っております。このような製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、これらの収益は契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	賞与引当金	407
	貸倒引当金	1,311
	未払事業税	119
	見積拡売費	723
	投資有価証券評価損	292
	関係会社投融資評価損	2,355
	退職給付引当金	1,204
	減損損失	24
	年金資産配当金益金算入額	143
	株式報酬費用	93
	非適格現物出資	301
	信託株式買戻	89
	信託現預金	239
	その他	580
	小計	7,884
	評価性引当額	△3,809
	合計	4,074
繰延税金負債との相殺		4,015
繰延税金資産の純額		59
繰延税金負債	繰延ヘッジ損益	339
	その他有価証券評価差額金	1,528
	土地評価差益	300
	関係会社への不動産売却益	1,122
	固定資産圧縮積立金	684
	その他	40
	合計	4,015
繰延税金資産（固定）との相殺		△4,015
繰延税金資産（固定）との純額		—

Ⅶ. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として車両（車両運搬具）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」4（3）に記載の通りであります。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）		科目	期末残高（百万円）
子会社	いわき小名浜菜園(株)	所有 直接49%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注1)	貸付	2,100	短期貸付金	200
					回収	2,600	長期貸付金	1,900
				利息の受取 (注1)		3	流動資産その他	0
子会社	Holding da Industria Transformadora do Tomate,SGPS S.A.	所有 直接55.51%	資金の援助	資金の貸付 (注1)	貸付	6,127	短期貸付金	－
					回収	6,350	長期貸付金	6,127
				利息の受取 (注1)		47	流動資産その他	35
子会社	Kagome Australia Pty Ltd.	所有 直接100%	資金の援助 債務保証	資金の貸付 (注1)	貸付	－	短期貸付金	170
					回収	173	長期貸付金	340
				利息の受取 (注1)		15	流動資産その他	12
				債務保証 (注2)		2,984	－	－
	保証料の受入 (注2)		2	流動資産その他	0			
子会社	United Genetics Holdings LLC	所有 直接100%	資金の援助 債務保証	資金の貸付 (注1)	貸付	－	短期貸付金	38
					回収	57	長期貸付金	－
				利息の受取 (注1)		1	流動資産その他	1
				債務保証 (注2)		2,667	－	－
	保証料の受入 (注2)		2	流動資産その他	0			

(注) 1.子会社に対する資金の貸付については、市場金利等を勘案して決定しております。なお、資金の貸付に関して、担保は受け入れておりません。

2. 子会社の銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、年率0.1%の保証料を受領しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,063円18銭

2. 1株当たり当期純利益 63円60銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている従業員持株ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

当事業年度において1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は186千株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は112千株であります。

X. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式取得に係る事項の決議)

当社は、2020年1月24日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、下記のとおり、自己株式取得に関わる事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、株主のみならずさまへの利益還元を、経営上の最重要課題として取り組んでおります。株主還元の更なる充実と、資本効率の向上を目指し、自己株式の取得を行います。

2. 取得に関わる事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 480,000株 (上限)
発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 0.54% |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,500,000,000円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2020年2月5日～2020年3月24日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 (証券会社による取引一任方式) |

(ご参考) 2019年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	88,845,018株
自己株式数	5,521,926株

※上記自己株式は、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式を含んでおります。

(財団の設立及び第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2020年1月24日開催の取締役会において、カゴメみらいやさい財団（以下「本財団」という。）を設立すること、本財団の社会貢献活動を継続的、安定的に支援する目的で第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、本自己株式の処分に関しましては、2020年3月27日開催予定の第76回定時株主総会の承認を条件として実施するものとします。

1. 新財団の設立について

(1) 財団設立の目的

当社は企業理念とお客様への約束事を体現するための行動軸として「行動規範」を定めており、その1番目に「共助」を掲げております。自助や公助だけでは解決できない社会的なテーマについて、行動を共にしていただける人々や地域社会と連携し、共に支えあい助けあうことをモットーとするものであり、本財団はまさに、それを実現するために必要なしくみです。

事業活動と社会課題の解決を一致させる取組を進めるのはもちろんのこと、同時に純粋な社会貢献のしくみを合わせ持つことで、食を取り巻く社会課題、とりわけ子どものための食育の推進を支援していきます。そのため、財団による社会貢献は事業活動にも還元され、カゴメの企業価値の向上に繋がるものと考えております。

(2) 財団の概要

① 名称	カゴメみらいやさい財団
② 所在地	東京都中央区日本橋浜町3-21-1 日本橋浜町Fタワー
③ 代表理事	寺田直行
④ 活動内容	食に関わる社会貢献(主に食育など子どものための取り組み)を行う団体への助成(寄付)
⑤ 活動原資	年間約5,000万円

2. 自己株式の処分について

① 処分株式数	普通株式940,000株（発行済株式総数に対する割合0.996%）
② 処分価額	1株につき1円
③ 資金調達の額	940,000円
④ 募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑤ 処分先(予定)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
⑥ 処分期日	2020年7月1日（予定）
⑦ その他	本自己株式の処分については、2020年3月27日開催予定の第76回定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件とします。処分に関する期日その他の事項は、当該株主総会後における取締役会において決議します。

3. 処分の目的及び理由

食を取り巻く社会課題の解決、とりわけ子どものための食育の推進を目指す「カゴメみらいやさい財団」は、その目的に沿った活動を行う団体に対する助成等の事業を実施していきます。本財団の社会貢献活動を継続的、安定的に支援するため、当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者、日本マスタートラスト信託銀行株式会社を共同受託者、本財団を受益者とする他益信託（以下「本信託」という。）を設定し、本信託は、当社株式を取得します。本信託は、当社株式の配当による信託収益を本財団に交付し、本財団は当該信託収益をはじめ、当社からの必要に応じた支援を活動原資に加え、今後事業を実施します。

本自己株式の処分は、本財団の社会貢献活動の原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。